

日バス協総第228号
令和2年7月13日

各都道府県バス協会
会長様

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤 憲一



令和2年7月豪雨による被害に対応したバス輸送の確保等について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の令和2年7月豪雨による被害に対応したバス輸送の確保について、国土交通省自動車局長より別紙のとおり通知がありましたので、その旨ご承知いただくとともに、傘下会員事業者に対し周知徹底を図るようお願い致します。

また、今後、被災地域とそれ以外の地域の輸送力確保の必要性に鑑み、増便や迂回運行等へ積極的に対応するとともに、貸切バス等による鉄道の代替輸送等への応援要請がなされる可能性もあることから、ご協力をお願い致します。

以上

国自旅第136号
令和2年7月13日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

令和2年7月豪雨による被害に対応したバス輸送の確保等について

大規模災害時等におけるバス輸送の確保等については、平成17年3月29日付け国自総第542号・国自旅第305号(別添参照。以下「大規模災害時通達」という。)により通達しているところであるが、今般、令和2年7月豪雨による大規模な被害が発生したことから、関係する乗合バス事業者に直ちに再周知するとともに、住民等の交通手段確保のため、各地域の実情や道路運送法第17条及び大規模災害時通達の趣旨を踏まえ、各必要なバス輸送の迅速な確保に努められたい。

また、乗合バスの迂回系統の設定を行う場合を含め、インターネットホームページを通じた運行情報(運行・運休情報、運休の場合の運行再開の見通し等)のきめ細やかな提供など、利用者向けの広報を積極的に行うよう、関係するバス事業者を指導されたい。

なお、今後、被災地域における貸切バス等による鉄道の代替輸送等への応援要請がなされる可能性もあることから、必要に応じ、関係する都道府県バス協会や貸切バス事業者等に対して協力要請を行われたい。

<参照条文>

○道路運送法(昭和二十六年六月一日法律第百八十三号) (抜粋)

(天災等の場合における他の路線による事業の経営)

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において事業用自動車を運行することができなくなつたときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該路線において事業用自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線に係る輸送需要をできる限り満たすため必要な限度において、当該路線と異なる路線により事業を営むことができる。この場合において合理的に必要となる事業計画及び運行計画の変更については、第十五条第一項、第三項及び第四項、第十五条の二第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(事業計画の変更)

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六ヶ月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2～6 (略)

(運行計画)

第十五条の三 (略)

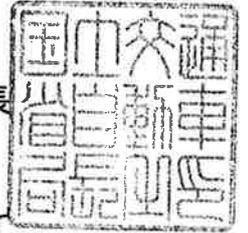
2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画の変更（次項に規定するものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

国自旅第136号の2
令和2年7月13日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局長



令和2年7月豪雨による被害に対応したバス輸送の確保等について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、参加会員に対し周知徹底を図られたい。

特に、鉄道の復旧が長期間を要することも想定されることから、被災地域とそれ以外の地域の輸送力確保の必要性に鑑み、各会員事業者に対し、増便や迂回運行等により積極的に対応するよう十分に周知されたい。